個人情報 開示等申込書

申請日	年	月	日

株式会社ラピス 御中

貴社の保有する本人の個人情報について、以下のとおり開示等の申込みをいたします。

申請者(いずれかに〇)		1. 本	2.	法定	三代理人	3. 1	任意代理	人			
Ħ	■請の種別	1.	利用目的	の通知	2.	開示					
(いずれかに〇)		3.	内容の訂	E 4.	内容	の追加	5. 内	羽容の削り	全		
(9 4 0/3-(-0)	6.	利用の停	止 7.	消去	8. 第	三者~	の提供の)停』	Ŀ.	
	申 請 の 体的な内容										
	フリガナ					性	別		Ħ	-	
П. А					(どちらかに〇)		Ħ	男 女			
*	氏 名					生年月日		白	Ē.	月	日
本	住 所										
人	7777										
	電話番号				F	AX番号					
	メールアドレ										
	本人確認書	類									
	フリガナ					性	別				
						(どちら)		9		女	
	氏 名					生年月日		白	<u> </u>	 月	日
代						21/41/					,,
理	住 所										
人	電話番号				F	AX番号					
	メールアドレ	ノス			ı						
	本人確認書	類									
	法定代理権研	全認書類	(法定代理	里人のみ)							
開示等の結果の通知方法(いずれかに○。「4.」の場合は内容も記入)											
1. 書類の郵送 2. FAXによる通知 3. メールによる通知											
4.	その他()						

※申請日や生年月日を和暦で記入される場合は、元号を必ずご記入ください。

※当申込書による申請手続きの方法については、次頁の説明をお読みください。

個人情報開示等申込書によって開示等を申請される際は、以下の事項をよくお読みのうえ、手順に従って手続きをお願いいたします。

【申請者について】

代理人による申請は、以下の場合のみとさせて頂きます。

- ・ご本人が未成年者または成年被後見人である場合の法定代理人
- ・開示等の求めをすることについてご本人(15歳以上)から委任を受けた代理人(任意代理人)

【申請の際に必要な書類】

申請者によって下表のとおり異なりますので、ご注意ください。

申請者	ご本人	代 理 人			
書 類	二 本 八	法定代理人	任意代理人		
個人情報開示等申込書	1通	1通	1通		
ご本人の自署と捺印がある委任状	_	_	1通		
ご本人の本人確認書類	1通	1通	1通		
代理人ご自身の本人確認書類	_	1通	1通		
法定代理権確認書類	_	1通	_		

「特記事項]

- ・「本人確認書類」とは、氏名+住所または氏名+生年月日が確認できる公的機関発行の書類をいいます。具体的には、運転免許証、健康保険証、パスポート、住民票の写しなどです。
- ・「法定代理権確認書類」とは、続柄その他の法定代理権が確認できる公的機関発行の書類をいいます。 具体的には、戸籍謄本、住民票の写し、登記事項証明書などです。
- ・一人に対して1通に限り発行される書類(運転免許証等)は複写物(コピー)を、それ以外の書類(住 民票の写し等)は原本をご準備ください。
- ・各種確認書類に本籍地その他の機微情報が明示されている場合は、黒塗りしてマスクするなどの方法 で削除をお願いいたします(当社が必要以上の個人情報を取得するのを避けるため)。

【申請方法】

必要書類を全て同封のうえ、以下の宛先へご郵送またはご持参をお願いいたします。 〒220-0011 横浜市西区高島 2 -14-12 ヨコハマジャスト 2 号館 8 F 株式会社ラピス 総務部 「苦情相談窓口」

【手数料について】

開示等に応じるか否かを問わず、手数料は頂きません。

【結果のご連絡について】

頂きました申請書類に基づき、ご希望の通知方法に則って開示等の結果をご連絡いたします。 なお、開示等の求めに応じられない場合は、その旨およびその理由をご連絡いたします。

[開示等の求めに応じられないケース]

- ①申請書類の不備に関するケース
 - ・個人情報開示等申込書の内容に不備がある
 - ・ご本人または代理人ご自身であることが、本人確認書類によって確認できない
 - ・法定代理権を有することが、法定代理権確認書類によって確認できない
- ②開示等を行うことが不適切であるケース
 - ・ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある
 - ・違法な、または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある
 - ・国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、または他国 もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある
 - ・犯罪の予防、鎮圧または捜査その他の公共の安全と秩序維持に支障が及ぶおそれがある
 - ・当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある
 - 法令に違反することとなる

【お預かりした各種確認書類の取扱いについて】

各種確認書類は、当社が手続きを完了してから6ヶ月以内に責任をもって廃棄いたします。